

## 【総務省】

日 時： 12月1日（月）11：30～

場 所： 総務省1F会議室

対 応： 田頭地域財政係長（自治財政局調整課）・渡邊定数管理係長（自治行政局公務員課給与能率推進室）

5

## 1. 公教育の無償化について

(1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。

(2) 都道府県立学校において授業料の無料化を実現すること。

10

**文科省所管事項であるとして総務省からの当初回答は無し**

自治労 突飛な要求と思われるかもしれないが、格差社会のセーフティネットの一つとしてご検討いただきたい。今、中学校3年間で30万円程度、高校で36万円程度を学校で徴収している。これを無償化していただきたいということである。

15

また、文科省の方で教員の多忙化という課題が出ているが、我々事務職員も含めてこうした徴収金に係る事務も決して少なくない。民主党からは子ども手当という話も出ているが、家庭に入るとそれを支払いに当ててもらえないことも想定される。その財源を基にすれば実現できるのではないかといいことだが、率直な感想を聞かせて欲しい。

20

総務省 給食費については要保護、準要保護とも公費負担や補助がなされており、教材費についても交付税措置がされているので、我々としては十分な公費負担をしているのではないかと考えている。

自治労 ここで言う教材費とは、現在個人負担の教材費等のことである。現在の経済格差では負担に耐えられない世帯も増えている。そうした部分を国で見ているかどうかということである。

25

総務省 給食費については要保護・準要保護への援助制度でセーフティネットが働いていると考えている。それから先の部分については、保護者のモラルハザードの問題ではないか。

30

教材費については、公費負担と私費負担の区別が明確でない以上、どこまで無償とし国が持つべきなのかは我々としても見えないところがある。それについては文科省から指針を示してもらわないとちょっと対応のしようがない。

35

(2)の部分は高等学校の授業料の無料化については、義務教育ではないという点や中学を出て働く方もいるということについて整合性をどう考えているのか議論が必要だろう。

また、私立学校もある中で、都道府県立学校のみ無償化するというのもど

うかと思うので、制度全体の設計を考えたいという議論が必要だろう。

自治労 確かにそのとおりである。ただ、高等学校も事実上は100%に近い進学率であり、義務教育ではないと言いつつも、将来設計に必要な課程として存在しているということを考慮すべきである。そうしたことを踏まえ、現在の状況では、家庭の経済状況によって学力の差が生じてしまうという傾向が見られるので、そうした格差の連続性を解消したいという思いであることを理解して欲しい。

総務省 民主党のマニフェストにも県立高校の無償化ということもうたっているし、私立学校にも県立学校見合いの補助ということもあるようだ。そのあたりの制度がどうなるのかということで今後議論していきたい。

## 2. 教職員人件費について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。
- (2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

総務省 義務教育費国庫負担制度については今は特に議論がない。もし出れば、総務省としても税財源の移行措置というのは当然の話であるとの立場で文科省等へ要望していきたい。

一方、政令市への負担先変更等については文科省の方で今、まさに検討中であり、その議論の方向性を見定めた上で、どうするかということを検討していきたい。ただし、政令市の方からは交付税の移譲ということにあまり積極的でなく、むしろ税財源の移譲という話をいただいているので、そのあたりは幅広く文科省と検討していかなければならないと考えている。

中核市の人事権付与についても、各地方団体で温度差があるように聞いているので、文科省での協議の行方を見定める必要があるのかなと考えている。

さらに、中核市に人事権等を付与すると、県には町村しか残らないところもあるので、県教委の人材確保に問題が出てこないかという危惧はある。

自治労 我々としては地域に密着した教育を、特に義務教育段階ではすべきだろうと考えている。全県を5～6年で異動するような今の制度では問題がある。例えば僻地に行かされた教員は戻ることを考えて教育活動を行うことになる可能性がある。採用時から地域を愛し地域に骨を埋める覚悟の教員を確保する方が地域の教育にとっても有効である。

地方各団体で温度差があるとのことだが、7月に行ったヒアリングの結果

が文科省のHPにも掲載されているが、足並みはほぼ揃ってきており、どの団体も早期実施と早期スケジュールの提示を求めている。総務省としても文科省に働きかけるべきではないか。

5 総務省 政令市については我々も早くすべきだろうと考えているが、中核市については18年か19年の議論では意見が揃わず継続審議となっていると認識していた。この後、文科省のHPの方も確認しておきたい。いずれにせよ、我々としても否定する話ではないのでそのような形で進めていきたい。

### 3. 学校給食並びに学校用務に関することについて

10 教職員定数の拡大にあたって、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員の削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

15 総務省 行革推進法については全体として適正な定数管理を行っていただきたいということであり、全体としてというおりに、給食調理員及び学校用務員に限らず、一般行政職や教育、警察なども含めて、厳しい財政状況を踏まえて削減に努めていただきたいということである。

20 今回、教職員定数の拡大にあたって、給食調理員及び学校用務員を名指しで削減しないこととの要望であるが、おそらくこれは昨年度教職員定数が拡大されたことによるものと思われるが、これは教職員定数を拡大する一方で地方行革については指導力を発揮するという文科省の方針によるものであり、総務省としてもその方向性を支持したいと考えている。

25 一方、定数管理については本省としても各地方公共団体の方で主体的に判断していただくのは当然のことと考えているので、指摘のように判断を妨げるような指導助言を行うつもりはない。

30 自治労 行革推進法の趣旨を踏まえて、我々の各地方都市においては行財政改革が進んでいる中で、我々労働組合としても、さまざまな議論をしながら、委託化なり外部の新しい事業手法を取り入れるなりの判断をしながらも、それまで直営でやってきたことの公平性だとか中立性などの担保も含めて民間への委託等の内容についても検証してきた経過がある。しかし、ここまで行革が進んでくると現場がかなり疲弊してきている。職員のメンタルなものが増え、現業職場を中心に非正規職員が非常に多くなってきている。

35 そうした中で、学校給食及び学校用務については、「各地方公共団体の方で主体的に判断」という回答をいただいたので、しっかりと受け止めて持って帰りたいと思うが、実際には現業職の採用を行った地方都市においては、総務省から別のメニューで圧力が掛けられてきているとの話も聞く。今、回

答のあった不要な介入はせず、各地方団体の判断を尊重するということをぜひ貫いていただきたい。

5 総務省 技能労務職員の賃金については新聞報道等でも民間比較で大きな批判を受けているところであり、それに対応するために総務省でも技能労務職員全体として検討会を設け、給与等の見直しや民間委託について検討しており、地方公共団体からもヒアリングをしているところである。こういう方法でやっていただきたいということについては総務省としても持っており、圧力との表現はどうかと思うが、申し上げるべきところは申し上げているということである。

10 自治労 現業職の給与は高いという評価だが、本採用であるか臨時非常勤であるか、あるいは委託であるかは問わず、食べていける賃金を保証するということは必要だろう。ワーキングプアが増えるということは結局は地域が疲弊していくことにつながる。ぜひ、検討会ではそういう視点も持っていただきたい。

15 総務省 今申し上げた検討会は、技能労務職員の賃金が高いという批判に対して設けられたものである。一方で公務職場の短時間勤務や臨時非常勤職員の処遇について問題になっていることも総務省としては認識しており、そちらも別の検討会を設けているので対応を検討してまいりたい。

自治労 そうした検討会には我々労働側も出席をさせていただく機会があるので、意見を反映させていただきたいと考えている。

20 また、技能労務職員の賃金について批判があることも承知はしているが、一方で、そうした職員が現場でさまざまな知恵を絞って仕事をしており、そこに対して地域の評価があることも紛れもない事実であるのでそうしたことも受け止めていただき、賃金のみだけで議論することのないようにしていただきたい。